平成３０年度 有限会社日本メルツ介護員養成研修事業
介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者及び事業所の名称、所在地）

第１条　本研修事業は、次の事業者が実施する。

	事業者	事業所
名　称	有限会社日本メルツ	有限会社日本メルツ
所在地	新潟市中央区古町通４番町６４０番地 八千代ビル２階	新潟市中央区古町通４番町６４０番地 八千代ビル２階

（事業目的）

第２条　有限会社日本メルツは、今後の高齢社会を支える上で重要となる地域包括ケアの視点に立ち、利用者本位の高齢者ケアを実践できる職員の養成を目指し、介護職員初任者研修事業を開講致します。

（形式）

第３条　事業者は、事業所において、通学形式により本研修事業を実施する。

（研修事業の名称）

第４条　研修事業の名称は次の通りとする。

介護員養成科３介護事務コース

（年間事業計画）

第５条　平成 30 年度の研修事業は、下表の計画の通り実地する。

回数	実施期間	募集定員（名）	備考
１回	平成 30 年８月１日～平成 30 年 11 月 30 日	20	

（受講対象者）

第６条　受講対象者は次の者とする。

【第１回】ハローワークで求職登録し、早期の再就職を目指す方

（研修参加費用）

第７条　研修参加費用は下表に示す通りとする。

回数	内訳	金額	納付方法	納付期限
第１回	受講料	0 円	－	－
	テキスト代	6,048 円	一括納入	講座初日より１週間以内
	ソラスト「介護事務講座 テキスト２」 （介護職員初任者研修以外の科目で使用）	2,100 円	一括納入	講座初日より１週間以内
	ソラスト「介護事務講座 テキスト別冊」 （介護職員初任者研修以外の科目で使用）	1,600 円	一括納入	講座初日より１週間以内
	職業訓練生総合保険料	3,600 円	一括納入	講座開始時

（使用教材）

第８条　研修に使用する教材は次の通りとする

公益財団法人　介護労働安定センター発行

「介護職員初任者研修テキスト 第１分冊」

「介護職員初任者研修テキスト 第２分冊」

「介護職員初任者研修テキスト 第３分冊」

「介護職員初任者研修テキスト 第４分冊」

（研修カリキュラム）

第９条　研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表 1 の通りとする。

（研修会場一覧）

第１０条　研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別表 2 の通りとする。

（各科目の担当講師一覧）

第１１条　研修を担当する講師は、別表 3 の通りとする。

（申込手続）

第１２条

【第１回】①ハローワークへ問合せ、指定の手続きを行う。

②新潟県立新潟テクノスクールの実施する選考会に参加する。

③新潟県立新潟テクノスクール及びハローワークは、受講者を決定し、決定通知を送る。

④事業者は、研修参加費用を講座初日より１週間以内に受け取り、教材を受講者へ渡すこととする。

（入校時等の本人確認方法）

第１３条　受講者は入校時に、運転免許証等の写しを提出することとする。事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名が同一であるかを確認する。

運転免許証を所持していない受講者については、以下のいずれかの公的証明書の写しを提出することとする。

（１） 戸籍謄本または戸籍抄本

（２） 国民健康保険証または健康保険証

（３） 住民票

（４） 住民基本台帳カード

（５） パスポート

（科目免除の取扱い）

第１４条

科目の免除は行わないこととする。

（研修修了の認定方法）

第１５条

（１）　修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、「9　こころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対して行う。

（２）　修了評価は、第 9 条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。

なお、当該筆記試験については 100 点を満点評価とし、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価し、C 以上で修了時に到達すべき水準に達したものを（合格）と認定する。

A：90 点以上　B：80～89 点　C：70～79 点　D：69 点以下

（３）　合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に必要な補講を受講した上で、再試験を受けることとする。

第１６条（研修欠席者の取扱い）

（１）やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず「欠席（遅刻・早退）届」を提出するものとする。欠席・遅刻・早退をした場合は、翌受講日の夕方までに必ず届け出るものとする。

（２）研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

（補講の取扱い）

第１７条　事業者は、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 2 項にもとづき、欠席の時数に応じ必要な補講を行う。なお、事業者が行う補講の受講料は以下の通りとする。

・第１回目　　50 分ごとに 500 円を受講者が負担。
なお、天災などにより、やむを得ず補講を必要とする際には、無料とする場合もある。

また、補講は原則として当社で行うこととするが、やむを得ない場合、他の事業者において実施することがある。その場合、他の事業者の定める受講料を受講者が負担することとする。

基礎的知識の理解度について確認するため、筆記による小テストを実施し、７０点未満の者に対しては、補講を実施する。

（受講の取消し）

第１８条　事業者は、次の各号に該当する者について受講を取り消すことができる。

（１）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

（２）研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者

（修了証明書の交付）

第１９条　事業者は、第 15 条により修了を認定された者に対し、研修修了日に新潟県新潟テクノスクール学校長名により修了証明書の交付を行うこととする。

（修了者名簿の管理）

第２０条

（１）事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。

（２）修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。修了証明書再発行手続き等については、新潟テクノスクールの規定により行う。

（研修事業実施担当部署）

第２１条　研修事業は公共事業部において行う

(その他)

第２２条　この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める

（附則）

第１条　この学則は、平成 30 年６月 12 日から施行する。